

ひまわりクリニックきょうこく

ひまわり便り 第36号

訪問リハビリテーションについて(介護保険サービス)のお知らせ

ひまわりクリニックでは、訪問リハビリテーションという介護保険サービス事業を実施しています。医師の指示に基づき、理学療法士がご自宅に伺い、利用者様の日常生活がより活動的になるような動作訓練等のリハビリテーションを行ったり、住宅環境の調整や生活用具の工夫等についてアドバイスしています。

対象の方は、

介護保険サービスを申請し、
要支援または要介護の認定を受けた方です。

実施日は、

火曜日 10:00～17:00
水曜日・木曜日 9:00～17:00



* ご利用をご希望の方は、担当のケアマネジャーまたはクリニックのソーシャルワーカーまでご相談下さい。

★平成30年度の介護保険報酬改定に伴い、訪問リハビリテーションも見直しがあります★

＜リハビリテーションの基本報酬(訪問リハビリテーション費)の変更＞

平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から
要介護・要支援の利用者様	要介護・要支援の利用者様
20分 302円	20分 290円

＜リハビリテーションケアマネジメント加算等＞

リハビリ実施する上での留意点等を詳細に医師が指示します。理学療法士はリハビリを実施し、ケアマネやご家族等に日常生活上の留意点や介護工夫等の情報をお伝えします。また、要介護1以上の方については、リハビリテーション会議を開催し、医師からリハビリテーション計画の説明等を行います。

要介護1～5の利用者様	要支援1～2の利用者様
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	リハビリテーションマネジメント加算
月に一回 320円	月に一回 230円

＜特別地域(介護予防)訪問リハビリテーション加算＞

厚生労働省が定める地域(振興山村や豪雪地域等)にある事業所の理学療法士がリハビリを提供した場合、加算するものです。京極町はこの特別地域に該当します。

要介護1～5の利用者様	要支援1～2の利用者様
一回につき基本料の15%加算	一回につき基本料の15%加算

* ご不明な点やご質問については、クリニック事務またはソーシャルワーカーまでお問い合わせください。

